

令和 2 年度東京都税制調査会 第 1 回 小委員会

「 1 税制措置（新型コロナウイルス感染症対策）に関する資料」

令和 2 年 7 月 2 7 日

「1 税制措置」(新型コロナウイルス感染症対策) 目次

資料名	頁
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 概要	1
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 税制措置の全体像	2
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例	3
欠損金の繰戻しによる還付の特例	4
テレワーク等のための中小企業の設備投資税制(中小企業経営強化税制の拡充)	5
消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例	6
特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税	7
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件の弾力化	8
中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を破棄した者への寄附金控除の適用	9
徴収の猶予制度の特例	10
固定資産税・都市計画税の概要	11
固定資産税(償却資産)の概要	12
中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置	13
生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	14

「1 税制措置」(新型コロナウイルス感染症対策) 目次

資料名	頁
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の概要	15
自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	16
個人住民税と所得税の概要①	17
個人住民税と所得税の概要②	18
イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応	19
住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応	20
不動産取得税の概要	21
耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化	22
新型コロナウイルス感染拡大に対する各国の税制措置①アメリカ	23
新型コロナウイルス感染拡大に対する各国の税制措置②イギリス、ドイツ	24
新型コロナウイルス感染拡大に対する各国の税制措置③フランス、カナダ	25
新型コロナウイルス感染拡大に対する各国の税制措置④中国、オーストラリア	26
給付付き税額控除の概要	27
給付付き税額控除の類型	28

「1 税制措置」(新型コロナウイルス感染症対策) 目次

資料名	頁
給付付き税額控除の国際比較①	29
給付付き税額控除の国際比較②	30

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和2年4月7日 閣議決定

※同年4月20日 変更の閣議決定

経済の現状認識と経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響。世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面。我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押し、国難ともいうべき厳しい状況。先行きも、厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意。
- 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に加えて、新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す必要。
- 第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」、第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図る「V字回復フェーズ」。時間軸を十分意識しながら、緊急事態宣言下での本経済対策の各施策を戦略的に実行。国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意で、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。
- 引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応。

緊急支援フェーズ

事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

1. マスク・消毒液等の確保
2. 検査体制の強化と感染の早期発見
3. 医療提供体制の強化
4. 治療薬・ワクチンの開発加速
5. 帰国者等の受入れ体制の強化
6. 情報発信の充実
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

II. 雇用の維持と事業の継続

1. 雇用の維持
2. 資金繰り対策
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
4. 生活に困っている人々への支援
5. 税制措置

⇒本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」を創設。

V字回復フェーズ

観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
2. 地域経済の活性化

IV. 強靱な経済構造の構築

1. サプライチェーン改革
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
4. 公共投資の早期執行等

V. 今後への備え：新たな予備費の創設

本対策の規模

	総合経済対策 ¹	緊急対応策 第1弾・第2弾 ²	新たな追加分	合計
財政支出	9.8兆円程度	0.5兆円程度	38.1兆円程度	48.4兆円程度
事業規模	19.8兆円程度	2.1兆円程度	95.2兆円程度	117.1兆円程度

(注1)「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)のうち、今後効果が発現すると見込まれるもの。

(注2)「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るもの。

本対策の効果(4月24日内閣府公表)

- 支出が直接的にGDPを下支え・押し上げる効果は、**実質GDP換算で4.4%程度**
- 資金繰り支援や納税猶予等は、**事業の継続・雇用の維持を強力に支えるセーフティネット効果**

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 税制措置の全体像

税制上の措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。

国税関係

○現行法令に基づく、申告納付期限の延長、納税の猶予等

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)

- ・納税の猶予制度の特例
- ・欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- ・特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

地方税関係

○現行法令に基づく、申告納付期限の延長、納税の猶予等

○地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)

- ・徴収の猶予制度の特例
- ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置
- ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例

＜適用税目＞ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する
所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての税目（印紙で納めるもの等を除く）

上記の税目のうち、すでに納期限が過ぎている未納の国税についても遡って特例を利用できる。

＜特例の内容＞

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予する。（個人法人の別、規模は問わない）

＜現行制度と特例の違い＞

一 般（財産の損失が生じていない場合（注））	特 例
<ul style="list-style-type: none">○ 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。○ 一時の納税ができないと認められる場合に適用。<ul style="list-style-type: none">・ 向こう1か月の事業資金を考慮。・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。 提出が困難な場合は口頭説明も可（柔軟な運用）。○ 原則として、担保の提供が必要。○ 延滞税は軽減（年1.6%）。	<ul style="list-style-type: none">○ 令和2年2月1日以後における一定の期間（1か月以上）において、収入に相当の減少※があった場合について1年間納税を猶予。 ※ 前年同期比概ね20%以上の減○ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。<ul style="list-style-type: none">・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。・ 左記柔軟な運用を継続。○ 担保は不要。○ 延滞税は免除。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞税は免除。

欠損金の繰戻しによる還付の特例

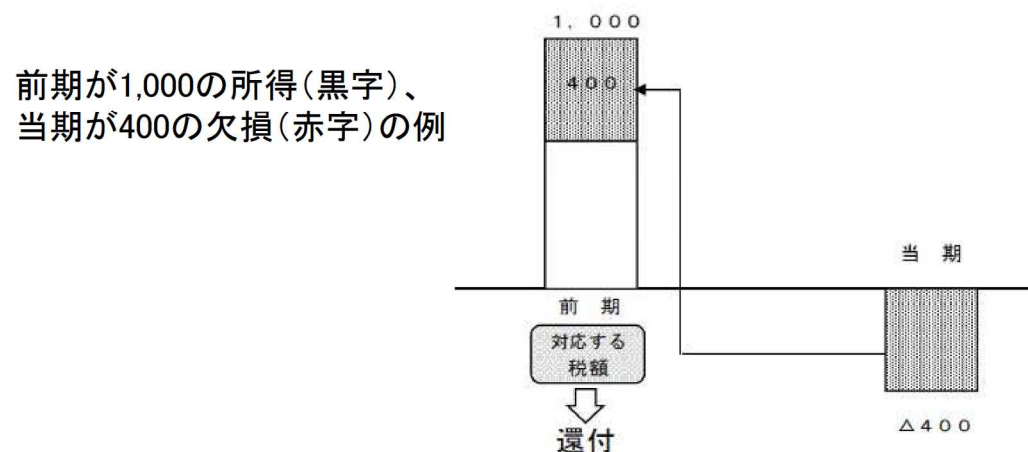
<適用税目> 法人税

<特例の内容>

- 中小企業(資本金1億円以下の法人)にのみ認められている青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)も適用できることとする。
(令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用)
- ただし、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除く。

<欠損金の繰戻しによる還付制度とは>

青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる。



テレワーク等のための中小企業の設備投資税制(中小企業経営強化税制の拡充)

<適用税目> 法人税、所得税

<特例の内容>

- 中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができる。
- 具体的には、以下の設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3,000万以下の法人は10%)の税額控除ができる。

<対象となる設備>

認定を受けた中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に記載された次の設備

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

【改正後】

テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型を追加

新たな類型(デジタル化設備)
遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備
<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

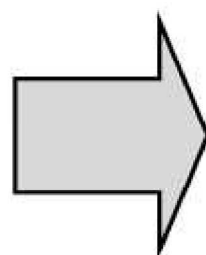
<適用税目> 消費税

<特例の内容>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の一定期間（一か月以上）における売上げが著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合、課税期間開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能。
- 事業者の実情に応じた対応を可能とするため、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等（注2）は適用しない。

現行

- ① 課税選択等については、課税期間の開始前に届出が必要。
- ② 課税選択を行った場合は、2年間の継続適用が必要。
（翌課税期間に適用を取り止めることは不可）



特例

- ① 課税期間の開始後の申請による適用の変更を認める（注3）。
- ② 翌課税期間に適用を取り止めることを認める。

（注1）「課税事業者選択届出書等」とは、①課税事業者選択届出書、②課税事業者選択不適用届出書をいう。

（注2）「課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等」とは、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件、課税事業者を選択した事業者又は資本金1,000万円以上の新設法人が調整対象固定資産（100万円以上の固定資産）を取得した場合等の3年間の継続適用要件（3年間は免税事業者となることができない）をいう。

（注3）令和2年2月1日以降、令和3年1月31日までの期間に売上減少が生じた期間が存在する課税期間から適用。当該課税期間の申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別の承認を得た場合に課税選択の適用変更を認める。

注 財務省ホームページより作成。

特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

<適用税目> 印紙税

<特例の内容>

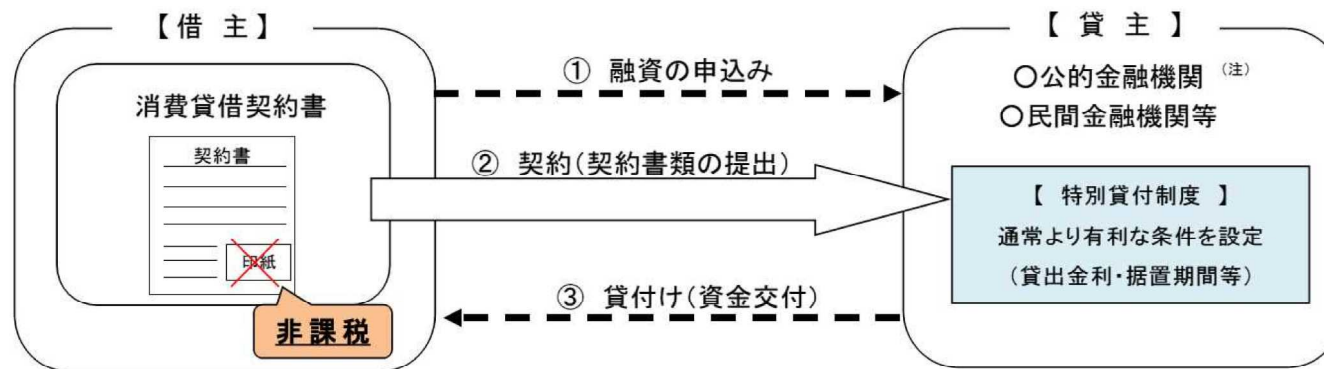
特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税を非課税とする。(既に契約を締結し印紙税を納付したものに対しては、遡及的に適用し、還付を行う。)

<特定事業者とは>

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者

<対象となる消費貸借契約書>

特定事業者に対して、公的貸付機関等(地方公共団体、政府系金融機関等)又は金融機関が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書



(注) 「公的金融機関」とは、㈱日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫など
「民間金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合など
その他「等」とは、地方公共団体など

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件の弾力化

＜適用税目＞ 所得税(国税)、個人住民税(地方税)

＜特例の内容＞

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合等についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化する。

【A. 需要変動平準化のための住宅ローン控除の特例の適用について】

○新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
- ②一定の期日(※)までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
- ③令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること

(※)「一定の期日」…新築の場合 令和2年9月末まで 建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合 令和2年11月末まで

【B. 中古住宅取得から6ヶ月以内の入居を求める要件について】

○住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6ヵ月超の期間が経過していた場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、当該住宅ローンに住宅ローン控除を適用できることとする。

- ①取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が、新型コロナウイルス感染症の影響によって遅れたこと
- ②①の増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5ヵ月後まで又は特例法施行の日の2ヵ月後(令和2年6月30日)までに行われていること
- ③①の増改築等の終了後6ヵ月以内に、当該住宅に入居していること

中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

＜適用税目＞ 所得税(国税)、個人住民税(地方税)

＜特例の内容＞

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額(上限20万)について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)を適用する。

※不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする

※その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様とする。

〔寄附金控除の適用までの流れ〕

- ①【主催者】 文化庁等に申請。
- ②【文化庁等】 主催者に指定行事証明書等を交付。当該イベント名等を公表。
- ③【主催者】 払戻請求権を放棄した観客等に対し、指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書を交付。
- ④【観客等】 確定申告の際、指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書を申告書に添付。

徴収の猶予制度の特例

- イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象(証紙徴収による地方税は除く)。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現 状(財産の損失が生じていない場合(注1))	特 例
<p>○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。</p> <p>○原則として、担保の提供が必要。</p> <p>○延滞金は軽減(年1.6%)。</p>	<p>○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において収入が大幅に減少(※)した場合について徴収を猶予。</p> <p>※ 前年同期比概ね20%以上の減</p> <p>※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用</p> <p>○ 担保は不要。</p> <p>○ 延滞金は免除。</p>

注1 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。

2 総務省ホームページより作成。

固定資産税・都市計画税の概要

	固定資産税		都市計画税	
課税団体	全市町村 (23区の区域内は都が課税)		都市計画区域を有する市町村 (23区の区域内は都が課税)	
課税団体数	1,719(H31.4.1現在)		646(H31.4.1現在)	
課税客体	土地、家屋及び償却資産		原則として市街化区域内の土地及び家屋	
納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者		土地又は家屋の所有者 賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる	
課税標準	価格(適正な時価) 土地及び家屋は3年ごとに評価替え 土地は、地価が下落している場合は 毎年、評価額を修正。		同左	
住宅用地の特例	小規模住宅用地 価格の6分の1 (住宅1戸あたり200㎡まで) 一般住宅用地 価格の3分の1		小規模住宅用地 価格の3分の1 (住宅1戸あたり200㎡まで) 一般住宅用地 価格の3分の2	
税率	標準税率 1.4%		制限税率 0.3%	
税収 (H30決算)	全国 9兆832億円	東京都 1兆2,427億円	全国 1兆2,914億円	東京都 2,405億円
使途	普通税		目的税 〔都市計画事業又は土地区画整理事業に 充当するための任意の目的税〕	

注1 平成29年度第三回小委員会資料「固定資産・都市計画税の概要」、総務省「地方税の概要」、「平成30年度市町村税徴収実績調」(総務省)、「平成30年度版東京都税務統計年報」(東京都主税局)により作成。

2 固定資産税の税収には交付金を含む。

固定資産税（償却資産）の概要

項 目	内 容				
課 税 客 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地及び家屋以外の事業用の資産 <ul style="list-style-type: none"> ※減価償却額（又は減価償却費）が、法人税（又は所得税）の所得計算上、損金（又は必要経費）に算入される資産に限る ※無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権等）は除く ※自動車税又は軽自動車税の課税客体は除く ※取得価額が20万円未満の資産について一括償却等を行う場合には課税対象外 				
申 告 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却資産については、所有者に申告義務あり 				
免 税 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 150万円 ※同一の市町村に所在する償却資産の課税標準の合計額が免税点を下回る場合は課税されない ※免税点制度により、償却資産を有する事業者（申告者）のうち課税されている者は約3割 				
		免税点未満 (A)	免税点以上 (B)	合 計 (C)	(B) / (C)
	償却資産に係る事業者（申告者）数	289万人	161万人	450万人	35.8%
出典：平成30年度 固定資産の価格等の概要調書より					
沿 革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和25年の地方税制度の抜本改革において、シャープ勧告において「事業主（中略）をして、警察、消防およびその事業がその地方から得るその他の保護の対価を払わしめる」ものと位置づけられた固定資産税を創設。 ・ また、同勧告において「個人所得税及び法人税において控除を受ける減価償却を認められるあらゆる事業資産を包括するように本税の範囲を拡張すること」とされた。 				

注 一般財団法人資産評価システム研究センター「償却資産に関する調査研究」（令和2年3月）より作成。

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。

この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

対応

- 以下の要件を満たす中小事業者等（※1）（原則として業種限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

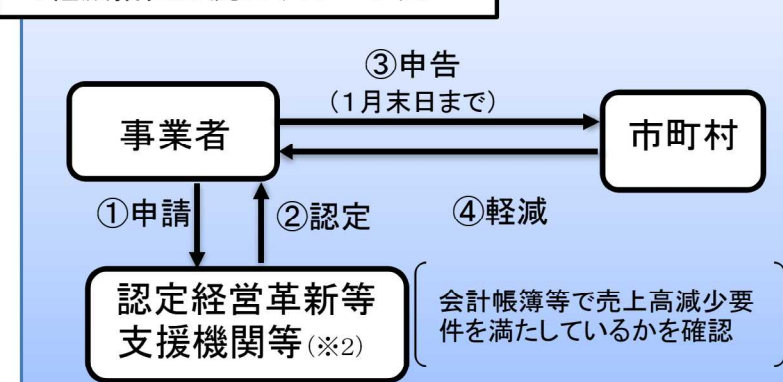
（※1）「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（※2）の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。

<軽減措置の流れ(イメージ)>

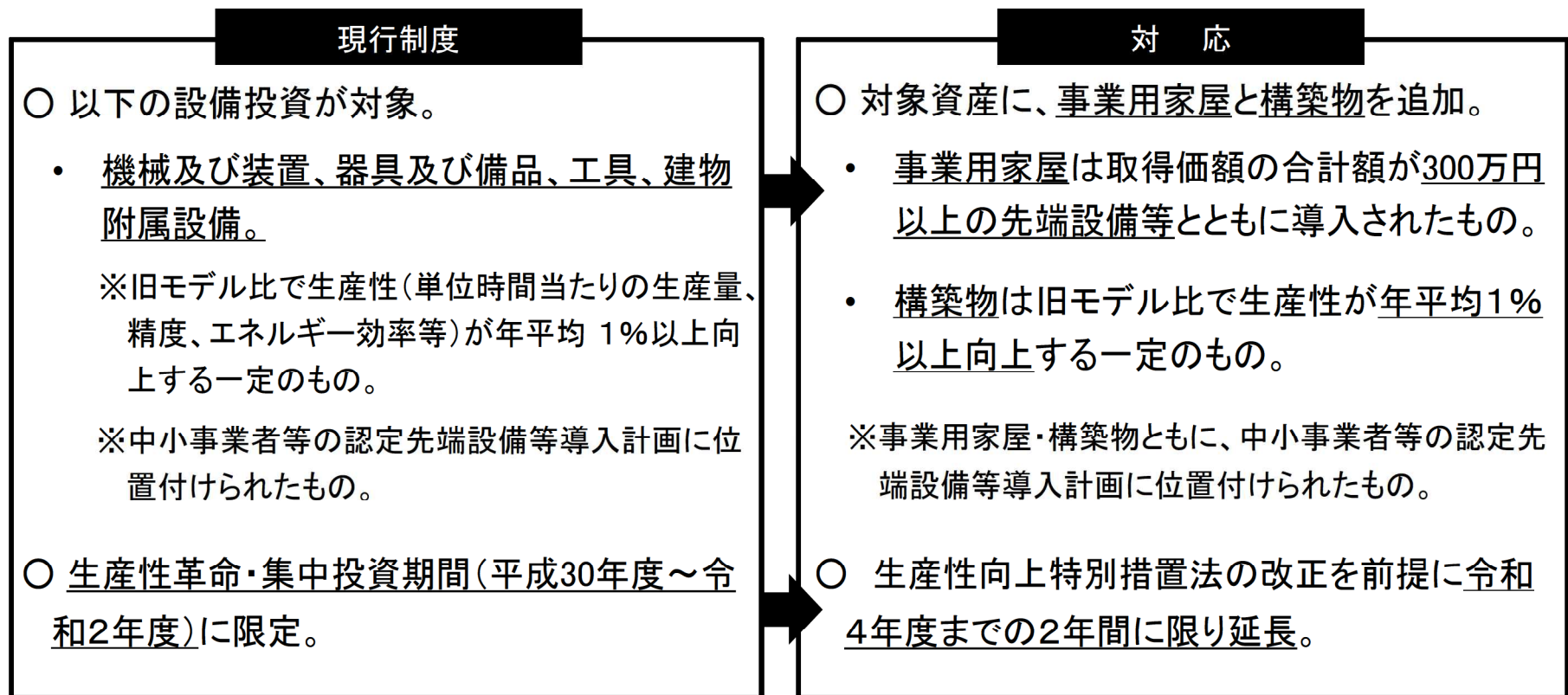


（※2）税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。



※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合。

注 総務省ホームページより抜粋。

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の概要

項目	自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割
1. 課税団体	都道府県	市区町村 ※ただし、当分の間、都道府県が賦課徴収を行う
2. 課税客体	自動車の取得(特殊自動車を除く)	三輪以上の軽自動車の取得(特殊自動車を除く)
3. 納税義務者	自動車等の取得者	
4. 課税標準	自動車等の通常の取得価額 ※その他バリアフリー自動車や先進安全装置を備えたバス・トラックについての課税標準の特例等あり	
5. 税率	0～3%(環境性能等に応じて税率が決定) ※営業用自動車及び軽自動車は、0～2%(当分の間の措置) ※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、税率を1%分軽減する	
6. 免税点	50万円	
7. 徴収方法	申告納付	
8. 交付金	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、 100分の47を市区町村に交付 (更に政令指定都市には、国・県道管理分として、政令市特例分を交付) ※令和4年度以降は都道府県に納付された税額の100分の95のうち、 100分の43を市区町村に交付	
9. 税収	550億円(令和元年度地方財政計画額) ※自動車税環境性能割:519億円、軽自動車税環境性能割:31億円	
10. 沿革	令和元年 消費税率10%への引上げ(令和元年10月)に伴い環境性能割の創設 (参考:自動車取得税) 昭和43年 都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、目的税として創設(税率3%) 昭和49年 自家用自動車(軽自動車を除く)に特例税率(いわゆる暫定税率)を導入(3%→5%) 平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、使途制限を廃止 平成22年 これまでの10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、5%の税率水準を維持 平成26年 消費税率8%への引上げに伴う当分の間税率の見直し(自家用5%→3%、営業用及び軽自動車3%→2%) 令和元年 消費税率10%への引上げ(令和元年10月)に伴い廃止	

注 総務省「地方税の概要」より抜粋。

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

現行制度																							
対 象	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)																						
措置内容	自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減																						
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">〔登録車〕</td> <td style="text-align: center;">〔軽自動車〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	〔登録車〕	〔軽自動車〕	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	3.0%	2.0%	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%
〔登録車〕	〔軽自動車〕																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	3.0%	2.0%	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%				
税率	臨時的軽減																						
非課税	非課税																						
1.0%	非課税																						
2.0%	1.0%																						
3.0%	2.0%																						
税率	臨時的軽減																						
非課税	非課税																						
1.0%	非課税																						
2.0%	1.0%																						
	<p>※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。</p> <p>※ 免税店は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。</p> <p>この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、<u>地方特例交付金により全額国費で補填。</u></p>																						

対 応	
○	自家用乗用車（登録者及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
○	この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、全額国費で補填する。

注 総務省ホームページより抜粋。

個人住民税と所得税の概要①

○均等割及び所得割

区分	個人住民税	所得税																																																				
課税主体	賦課期日（1月1日）現在の住所地の区市町村及び都道府県	国																																																				
納税義務者	①区市町村・都道府県内に住所を有する個人 （均等割・所得割） ②区市町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人 （①に該当する者を除く）（均等割）	日本国内に住所又は居所を有する個人等																																																				
課税方式	賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）	申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）																																																				
課税標準	（所得割）前年中の所得金額	現年の所得金額																																																				
税率	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td colspan="3"><総合課税分></td> </tr> <tr> <td colspan="3">標準税率</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>市町村</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>6%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><分離課税分></td> </tr> <tr> <td colspan="4">（例）課税長期譲渡所得金額</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>市町村</td> <td>合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>5%</td> </tr> </table>	所得割	<総合課税分>			標準税率			都道府県	市町村	合計	一律	4%	6%	10%	<分離課税分>				（例）課税長期譲渡所得金額				都道府県	市町村	合計		一律	2%	3%	5%	<table border="1"> <tr> <td>課税総所得金額等</td> <td>税率</td> <td>課税長期譲渡所得金額</td> <td>税率</td> </tr> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> <td rowspan="6">一律</td> <td rowspan="6">15%</td> </tr> <tr> <td>330万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>695万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円以下</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>45%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	課税総所得金額等	税率	課税長期譲渡所得金額	税率	195万円以下	5%	一律	15%	330万円以下	10%	695万円以下	20%	900万円以下	23%	1,800万円以下	33%	4,000万円以下	40%	4,000万円超	45%		
	所得割		<総合課税分>																																																			
標準税率																																																						
都道府県		市町村	合計																																																			
一律	4%	6%	10%																																																			
<分離課税分>																																																						
（例）課税長期譲渡所得金額																																																						
都道府県	市町村	合計																																																				
一律	2%	3%	5%																																																			
課税総所得金額等	税率	課税長期譲渡所得金額	税率																																																			
195万円以下	5%	一律	15%																																																			
330万円以下	10%																																																					
695万円以下	20%																																																					
900万円以下	23%																																																					
1,800万円以下	33%																																																					
4,000万円以下	40%																																																					
4,000万円超	45%																																																					
均等割	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>標準税率（年額）</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3,500円</td> </tr> </table>		標準税率（年額）	都道府県	1,500円	市町村	3,500円																																															
	標準税率（年額）																																																					
都道府県	1,500円																																																					
市町村	3,500円																																																					
所得控除	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除…33万円（令和3年度分以降43万円） 配偶者控除…最高33万円 扶養控除… 33万円 等 	<ul style="list-style-type: none"> 同左…38万円（令和2年分以後：48万円） “ …最高38万円 “ … 38万円 等 																																																				
課税最低限	夫婦二人の給与所得者（子のうち一人が一般扶養控除、一人が特定扶養控除の対象） 295万円	355万円																																																				
税額控除	（二重負担を調整する主旨のもの）																																																					
	<ul style="list-style-type: none"> 配当控除 ・ 外国税額控除 ・ 配当割額控除 ・ 株式等譲渡所得割額控除 配当控除 ・ 外国税額控除 																																																					
税収	（税源移譲に伴う調整）																																																					
	<ul style="list-style-type: none"> 調整控除 ・ 住宅借入金等特別控除 																																																					
平成30年度 決算額	（その他）																																																					
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅借入金等特別控除 ・ 寄附金税額控除 住宅借入金等特別控除 ・ 試験研究を行った場合の特別控除 等 																																																					
納税義務者数	均等割；6,352万人、所得割；5,895万人	5,468万人																																																				

注1 総務省「地方税の概要」より作成。
 注2 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年1,000万円（都道府県分500円、市町村分500円）引き上げている。
 注3 納税義務者数は、「令和元年度市町村課税状況等の調」による。

個人住民税と所得税の概要②

○利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	個人住民税5%(所得税15%)	個人住民税5%(所得税15%)	個人住民税5%(所得税15%)
⑤徴収方法等			
・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税費相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付		
⑧税收	558億円(H30年度決算額)	1,447億円(H30年度決算額)	1,218億円(H30年度決算額)

注1 総務省「地方税の概要」より作成。

2 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入されることとされた。

3 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

4 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応

対応方針

- 所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方公共団体の個人住民税の税額控除の対象とする。
 税額控除割合：道府県民税 4%、市町村民税 6%※(合計最大10%)
 ※指定都市に住所を有する者については、道府県民税 2%、市民税 8%
- 本特例を用いた寄附金控除の対象金額（対象となる寄附金額）は、所得税と同様の上限とする。

【参考】現行の個人住民税における寄附金控除の対象（ふるさと納税を除く）

寄附金の区分		所得税	個人住民税
国に対する寄附金		○	×
指定寄附金 (公益を目的とする事業を行う法人(国立大学法人等)又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの)		○	<p>都道府県・市区町村が 条例で指定※すれば ○</p>
特定公益増進法人に対する寄附金 (独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人 等)		○	
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	
NPO法人に対する寄附金	① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人 (平成23年度改正前は国税庁長官が認定)	○	
	② ①以外のNPO法人	×	
政党等に対する政治活動に関する寄附金		○	×

※住所所在の道府県内の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金については、条例の指定不要

注 総務省ホームページより抜粋。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

< 現行制度 >

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。

※ 控除限度額:所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)

- 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

【今回の所得税における対応】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置を講じる。

・住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする等

- ①新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
- ②一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
- ③令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること

対 応

- 所得税における弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。
- 今回の適用要件の弾力化による措置分についても、全額国費で対応する。

注 総務省ホームページより作成。

不動産取得税の概要

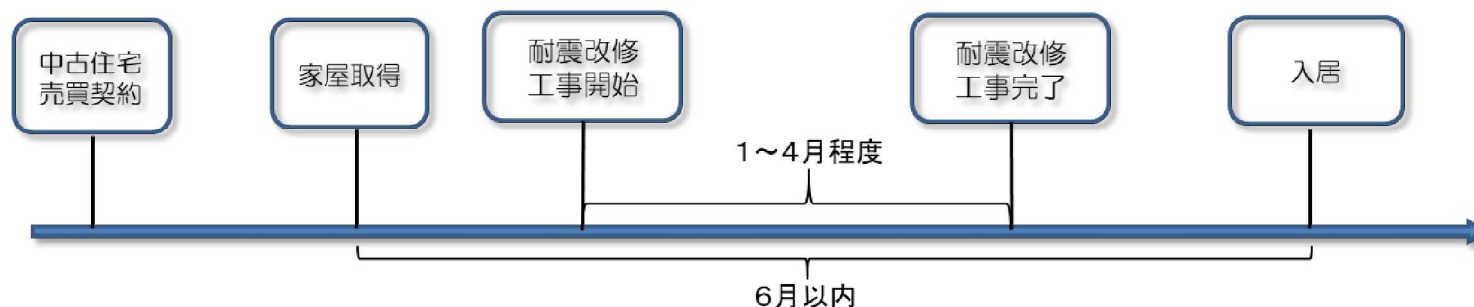
項目	内 容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者	不動産の取得者	
3. 課税方式	<課税客体> 不動産の取得 <徴収方法> 普通徴収の方法による	
4. 課税標準	価格(固定資産課税台帳に登録された固定資産の評価額)	
5. 税 率	標準税率 本則4% <税率の特例> 住宅及び土地 3% (R3.3.31まで)	
6. 課税標準及び 税額の特例	<住宅・住宅用地の特例> (昭和29年創設) 住 宅 ・課税標準の特例措置 新築住宅→1,200万円を控除 中古住宅→住宅の新築時期により最高1,200万円を控除 住宅用地 ・税額の減額措置(新築・中古とも) 150万円又は床面積の2倍の面積(200㎡限度)に相当する土地の価格の いずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額 <住宅用地・商業地等の特例> (平成6年創設) 住宅用地、商業地等の取得に係る課税標準としての価格を、評価額の1/2に圧縮	
7. 税込(平成30年度決算)	全国 4,036億円	東京都 838億円
8. 使 途	普通税	

注 総務省「地方税の概要」、「平成30年度都道府県税徴収実績調」(総務省)、「平成30年度東京都税務統計年報」(東京都主税局)により作成。

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

< 現行制度 >

- 耐震基準不適合既存住宅について、その取得の日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、入居した場合に、当該住宅が新築された時点に応じて一定の額に税率を乗じて得た額を減額する。



対 応

- 特例対象住宅をその取得の日から6月以内に居住の用に供することができない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該特例措置を適用できることとする等所要の措置を講ずる。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって当該耐震改修した住宅を居住の用に供することとなった日が当該取得の日から6月を経過する日後となったこと。
 - ② ①の耐震改修に係る工事の請負契約を、当該住宅の取得の日から5月を経過する日又は法律の施行の日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結していること。
 - ③ ②の耐震改修に係る工事の終了後6月以内に、当該住宅を居住の用に供すること。
- ※ 令和3年度末入居分までの特例措置

注 総務省ホームページより抜粋。

新型コロナウイルス感染拡大に対する各国の税制措置 ①アメリカ

国名	優遇税制	申告・納付期限延長
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルスに関連する行政措置により営業の一部又は全部を停止した事業主、又は前年同四半期比で、売上高が50%以上減少している事業主に対し、2020年3月13日から同年12月31日までに支払われた賃金の50%に相当する金額（従業員1人当たり適格給与額1万ドルを上限）を給与税から控除（超過分は還付） ■2018年1月1日から2020年12月31日までに開始する課税年度に発生した欠損金について5年間の繰戻しを認め、繰戻還付可能額の上限を撤廃 ■支払利息の損金算入限度額を調整後課税所得の30%から50%に修正 ■商業用建物に係る内装費・建物付属設備について即時償却を認める ■2020年の間、手指消毒剤に使用される一定のアルコールに対する物品税を免除 ■チケット代、燃料費等にかかる一定の航空物品税（aviation excise tax）を2020年3月28日から12月31日まで免除 ■代替ミニマム税（AMT）税額控除に係る還付のタイミングを前倒し ■法人の寄附金控除の上限を課税所得の10%から25%へ引上げ 	<p>【個人】【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■2020年4月1日から同年7月14日の間に到来するほぼ全ての連邦税の申告及び納付期限を2020年7月15日へ延期。同年7月15日以降への延期も個別に申請可能 <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■2020年3月27日から同年12月31日の間に生じる給与税の納付期限について、その50%を2021年12月31日へ、残り50%を2022年12月31日へ延期

注1 本資料は、令和2年7月時点で確認できた情報（注2記載）を基に主要なものを掲載。

2 OECD「Tax policy responses to COVID-19」、Tax Foundationホームページ「Tracking Economic Relief Plans Around the World during the Coronavirus Outbreak」、アメリカ内国歳入庁ホームページ等より作成。

新型コロナウイルス感染拡大に対する各国の税制措置 ②イギリス、ドイツ

国名	優遇税制	申告・納付期限延長
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ■2020年7月15日から2021年1月12日まで、レストランやカフェでの飲食、ホテル等への宿泊、映画館や遊園地への入場にかかる付加価値税を20%から5%へ引下げ ■2020年5月1日から電子書籍の付加価値税を免除(オーディオブック等は除く) ■従業員がテレワークのために購入したパソコン、周辺機器、机などホームオフィスに要する費用を雇用主が負担した場合は所得税から控除 ■小売、レジャー、観光業のビジネスレート(Business Rate、地方自治体が非居住用(事業用)資産に課している固定資産税)を2020年4月から1年間免除 ■新型コロナウイルス対応に関連する医療機器を輸入する場合の関税は免除 	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■2020年7月31日の個人所得税の納付期限を2021年1月31日へ延期 <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■2020年3月20日から同年6月30日の間に到来する付加価値税の納付期限を2021年3月31日へ延期
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ■2020年7月1日から同年12月31日まで付加価値税を19%から16%へ引下げ。食品、医薬品、新聞等は7%から5%へ引下げ ■2020年3月1日から同年12月31日の間に雇用主から従業員に支払われる特別給付金は、1,500ユーロを上限として所得税を非課税 ■パンデミック前と比較して減収が見込まれる場合、申請により、自営業者やフリーランスの個人所得税、企業の法人税及び営業税の予定納税を減額可能 ■企業又は個人の欠損金繰戻還付可能額を100万ユーロから500万ユーロへ拡大 ■製薬業が消毒剤を製造するために使用するアルコールは非課税 	<p>【個人】【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルスの影響で納付が困難な場合、2020年の間に到来する個人所得税、法人税、売上税の納付期限を同年12月31日へ延期可能 ■個人所得税、法人税、付加価値税等の滞納税の強制徴収を2020年12月31日まで停止

注1 本資料は、令和2年7月時点で確認できた情報(注2記載)を基に主要なものを掲載。

2 OECD「Tax policy responses to COVID-19」、Tax Foundationホームページ「Tracking Economic Relief Plans Around the World during the Coronavirus Outbreak」、イギリス政府ホームページ、ドイツ連邦財務省ホームページ等より作成。

新型コロナウイルス感染拡大に対する各国の税制措置 ③フランス、カナダ

国名	優遇税制	申告・納付期限延長
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ■2021年12月31日まで、防護マスクと個人用衛生用品の付加価値税を20%から5.5%に引下げ ■経済的に最も困難な状況にある企業は、法人税、国土経済拠出金(CET、企業負担の地方税)等の軽減を要求可能 	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルスの影響で事業が困難となった自営業者の場合、所得税の分割納付額の前納額等をどの納付期限からでも調整可能 ■給与から源泉徴収される個人所得税の納付は、毎月の分割納付の場合は3回まで、四半期ごとの場合は次期四半期へ延期可能 <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■法人税等の分割納付又は納期限の延期を申請可能(延滞金や滞納処分なし)
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ■2020年3月16日から、公衆衛生機関や病院、その他の初動対応機関(赤十字、警察、消防等)が輸入する商品の関税と売上税を免除 ■2020年5月6日以降に輸入された個人用保護具(マスクや手袋等)を含む特定の医療品や衛生用品の関税を免除 	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■個人所得税の申告期限は2020年6月1日へ、納付期限は同年9月1日へ延期 <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■2020年3月19日から同年5月30日間の申告期限は同年6月1日へ延期 同年5月31日から同年8月31日までの申告期限は同年9月1日へ延期 ■2020年3月19日から同年8月31日までの法人税納付期限は同年9月1日へ延期 ■2020年3月28日から同年6月30日間の連邦付加価値税(GST)、統一売上税(HST)及び関税の納付期限は同年6月30日に延期

注1 本資料は、令和2年7月時点で確認できた情報(注2記載)を基に主要なものを掲載。

2 OECD「Tax policy responses to COVID-19」、Tax Foundationホームページ「Tracking Economic Relief Plans Around the World during the Coronavirus Outbreak」、日本貿易振興機構(ジェトロ)ホームページ、カナダ歳入庁ホームページ等より作成。

新型コロナウイルス感染拡大に対する各国の税制措置 ④中国、オーストラリア

国名	優遇税制	申告・納付期限延長
中国	<ul style="list-style-type: none"> ■個人向けの生活サービス(医療、ケータリング、宿泊、理容、クリーニング等)公共交通、宅配便の増値税を免除 ■新型コロナウイルスに対応する医療従事者への給付金等は個人所得税を非課税 ■新型コロナウイルス対応関連製品を生産する企業の増値税留保税額の全額還付 ■個人又は企業が公益性のある団体や政府機関を通じて、新型コロナウイルス対策のために現金又は物品を寄附した場合、課税所得の計算時に全額控除可能 ■特定の業種(輸送、ケータリング、宿泊、観光業等)の企業で2020年に発生した欠損金の繰越控除期間を5年から8年に延長 	<p>【個人】【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■中小企業と個人事業主は2020年の申告及び納付期限を2021年の期日へ延期可能。個人がすでに納付している場合は払戻しの申請が可能
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ■年間売上高5,000万豪ドル未満の中小企業の法人税率を27.5%から26%に引下げ ■個人事業主の所得税の控除率を8%から13%(最大1,000豪ドル)に引上げ ■2020年3月1日から同年9月30日までのテレワークに関して、個人所得税控除に簡素な計算方法を導入(1時間当たり控除単価×テレワーク時間) ■2020年3月12日から同年12月31日まで、資産の即時償却可能額の上限を3万豪ドルから15万豪ドルへ引上げ。利用可能対象企業は年間売上高5,000万豪ドル未満から5億豪ドル未満へ引上げ ■迅速に還付を受けるため、四半期ごとに財・サービス税(GST)の申告を行っている企業は月毎のサイクルへ変更可能 	<p>【個人】【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルスの影響で納付が困難な場合、個人所得税、FRINGE・ベネフィット税、物品税等の納付期限を2020年9月12日へ延期する申請が可能 <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■2020年5月15日の申告及び法人税納付期限は同年6月5日へ延期

注1 本資料は、令和2年7月時点で確認できた情報(注2記載)を基に主要なものを掲載。

2 OECD「Tax policy responses to COVID-19」、Tax Foundationホームページ「Tracking Economic Relief Plans Around the World during the Coronavirus Outbreak」、オーストラリア国税庁ホームページ等より作成。

給付付き税額控除の概要

給付付き税額控除とは、「一定の所得のある人には税額控除を与え、所得が低く控除しきれない場合には還付を行う」制度。

○所得控除と税額控除の違い

- ・ 所得控除…税率を乗じる前の所得から控除。
累進税率の下では、高所得者ほど税の軽減額が大きくなる。
- ・ 税額控除…税率を乗じた後の算出税額から控除。
高所得者と低所得者で同額の税額を軽減できる。

どちらも納付税額が減ることでは変わりがないが、垂直的公平性や課税ベースの広さの観点からは、税額控除が望ましいとされる。

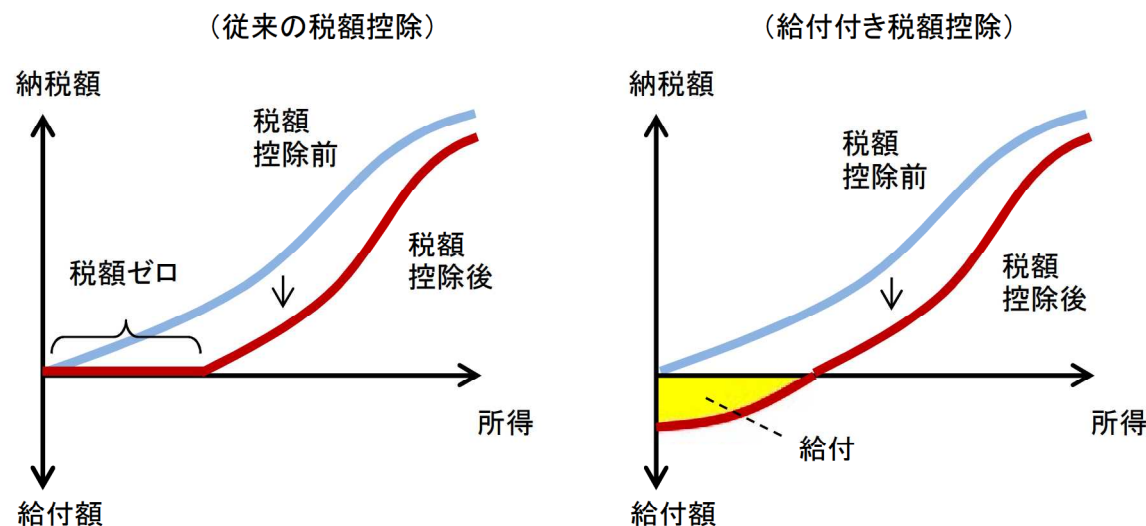
○給付付き税額控除の特徴

課税最低限以下の者や十分な納税額がない者に対しては「給付」を行うものであり、低所得者層に対する社会保障給付と税額控除が一体化した仕組み。

【個人所得課税の計算フロー】



【従来の税額控除と給付付き税額控除のイメージ】



注 「諸外国の給付付き税額控除の概要」（鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER678、2010年4月22日）、「給付付き税額控除に関する調査報告書」（東京都主税局委託調査）（平成23年9月）より作成。

給付付き税額控除の類型

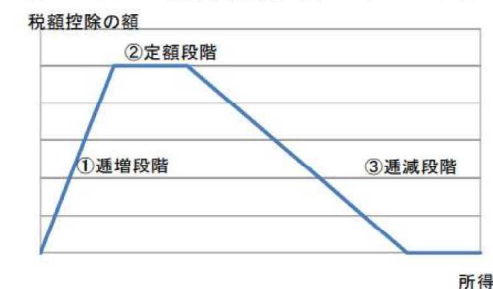
諸外国においては、既存の社会保障制度における問題点を解決するための一方策として、就労支援、子育て支援等を目的とした既存の制度との関係を整理した上、それらを補完、あるいは改組する形で「給付付き税額控除」が導入・拡充されている。

1 「勤労税額控除」

勤労所得のある世帯に対して、主として低所得者の勤労意欲の促進を目的として、勤労を条件に税額控除（減税）を与え、所得が低く控除しきれない場合には給付するもの

…アメリカやイギリスにおいては、低所得者に対して定額の社会保障給付が行われていたため、働けるのに働かないという問題が生じていたところ、勤労を前提に、所得に応じた給付を行う「就労税額控除」（いわば賃金率の嵩上げ）を導入し、就労インセンティブを高めながら低所得者対策を行っている。

【アメリカの勤労税額控除のイメージ】

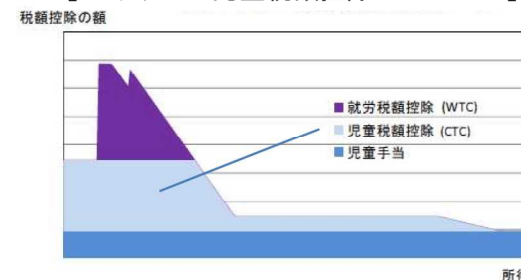


2 「児童税額控除」

母子家庭の貧困対策や子育て家庭への経済支援を目的とするもので、一般に、子どもの数に応じて税額控除額が決定され、所得が一定額を超えると逓減されるもの

…イギリスやカナダにおいては、育児支援策が複数の制度にまたがっており、行政コストの増大を招いていたことから、これらを整理し、「児童税額控除」が導入された。

【イギリスの児童税額控除のイメージ】

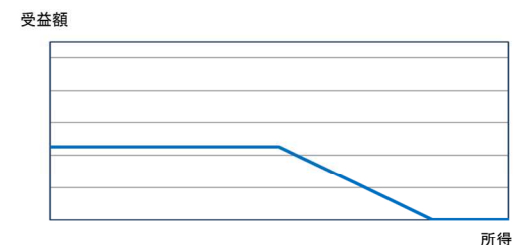


3 「消費税逆進性対策税額控除」

消費税が持つとされる逆進的な性質を緩和するためのしくみ

…カナダにおいては、GST（付加価値税）導入と同時に、GSTの負担軽減とともに、州ごとに異なっていた生活保護制度を補完する観点からGSTクレジットが導入された。

【カナダのGSTクレジットのイメージ】



注 政府税制調査会第13回専門家委員会資料（平成24年5月28日）及び「諸外国の給付付き税額控除の概要」（鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER 678、2010年4月22日）、カナダ歳入庁ホームページ等より作成。

給付付き税額控除の国際比較①

(2020年7月現在)

	アメリカ		イギリス		ドイツ	フランス
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit)	児童税額控除 (Child Tax Credit)	勤労税額控除 (Working Tax Credit)	児童税額控除 (Child Tax Credit)	児童手当 (Kindergeld)	活動手当 (Prime d'activité)
制度導入年	1975年	1998年	2003年	2003年	1996年	2001年
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)		全額給付 (税額から控除せず)		全額給付 (税額から控除せず)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
導入の目的	○低所得者に対する社会保障税の負担軽減 ○就労・勤労意欲の向上	子供を養育する家庭(特に中所得世帯)の負担軽減	○低所得者に対する支援 ○就労・勤労意欲の向上	子供の貧困対策として、子供を養育する低所得世帯の支援	最低限必要な生計費の保障	雇用の創出・継続の支援
対象者 (適用要件)	低所得勤労者(投資所得等が3,650ドル(39.1万円)を超える者は対象外)	17歳未満の子供を養育する中所得者	○週16時間以上就労し子供を養育する者 ○25歳以上で、週30時間以上就労している者等	原則16歳未満の子供を養育する者	原則18歳未満の子供又は25歳未満の学生等を養育する者	18歳以上の低所得勤労者
社会保障制度等との関係	児童を養育する家庭や、高齢者・障害者に対する社会保障制度(公的扶助)は存在していたものの、包括的な扶助制度が存在しなかったことから、勤労を前提とした勤労所得税額控除を導入。	児童手当制度(全額給付)はない。	既存の家族手当(公的扶助)を廃止し、勤労世帯税額控除(勤労税額控除の前身)を1999年に導入。 勤労税額控除、児童税額控除に加え、複数の給付措置を「ユニバーサルクレジット」へ一本化する予定。システム整備の遅れ等を理由に完全移行は当初予定の2017年から2024年9月以降へ延期された。	子育て支援策が複数の社会保障制度(公的扶助)にまたがっており、行政コストの増大を招いていたことから、これらを整理し、児童税額控除を2003年に導入。	児童手当(家族金庫からの給付)について先に全額給付が行われた上で、児童控除(所得控除)の適用の方が有利となる納税者は、税額の計算において児童控除を適用するとともに、児童手当は全額返還。	積極的連帯手当(公的扶助)と雇用のための手当(税額控除、控除しきれない額を給付)が併存していることが不効率であったことから、両手当(積極的連帯手当の基礎的な給付部分を除く)に代えて、2016年より活動手当を導入。
執行機関	内国歳入庁		歳入関税庁		家族金庫が支給し、後に州の税務署が児童控除と清算	公共財政総局
納税者番号	社会保障番号		国民保険番号		税務識別番号	なし

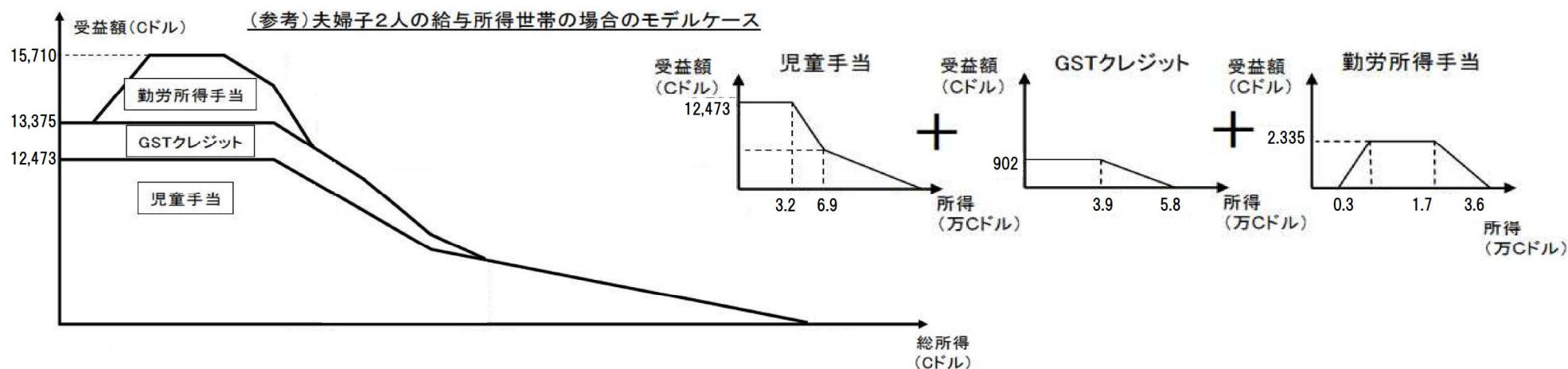
(備考) 邦貨換算レート: 1ドル=107円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和2年(2020年)7月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

注 政府税制調査会資料(平成27年10月14日)及び「諸外国の給付付き税額控除の概要」(鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER678、2010年4月22日)、独立行政法人労働政策研究・研修機構ホームページ「活動手当制度の創設による若年低賃金労働者の支援」、アメリカ内国歳入庁ホームページ、イギリス政府ホームページ等より作成。

給付付き税額控除の国際比較②

(2020年7月現在)

	カナダ		
制度名	勤労給付 (Canada Workers Benefit)	児童手当 (Canada Child Benefit)	GSTクレジット (Goods and Services Tax Credit)
制度導入年	2007年	1993年	1991年
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)	全額給付 (税額から控除せず)	
導入の目的	就労・勤労意欲の向上	○子供の貧困の解決 ○子供を養育する家庭の負担軽減	低・中所得者世帯の付加価値税の負担軽減
対象者 (適用要件)	低所得勤労者	18歳未満の子供を養育する者	低・中所得者
社会保障制度等との関係	公的扶助を受けていた貧困者が職について勤労所得を得た場合、公的扶助を受けられなくなって所得増が相殺されるために就労意欲が削がれる「貧困の罠」を回避するための制度として導入	旧児童手当は、州により制度が異なった上、生活保護の一部と位置付けられ生活保護から脱却すると児童手当の受給権も失うため就労意欲を阻害するという問題があり、子育て支援を連邦による全国一律の制度として組み直し	付加価値税であるGSTが導入された際に、生活必需品に係るGSTの負担を還付する目的で導入
執行機関	カナダ歳入庁		
納税者番号	社会保険番号		



注1 上記グラフにおいては、勤労所得のみ有し、6歳未満の子と6歳以上の子を一人ずつ養育する世帯と仮定。

2 政府税制調査会第13回専門家委員会資料（平成24年5月28日）、「諸外国の給付付き税額控除の概要」（鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER 678、2010年4月22日）、「給付付き税額控除に関する調査報告書」（平成23年9月、東京都主税局委託調査）、「カナダの連邦制度と社会保障」（池上彦彦、海外社会保障研究No. 180、Autumn2012）、カナダ歳入庁ホームページ等より作成。